

用 語 の 解 説

用 語	解 説
本訴事件	訴えをもって提起された事件で判決手続により審判される事件をいう。
本訴事件以外	保全命令（仮差押，仮処分），支払督促，調停，即決和解，強制執行，執行停止等の事件をいう。
東京法務局管内	東京法務局，横浜地方法務局，さいたま地方法務局，千葉地方法務局，水戸地方法務局，宇都宮地方法務局，前橋地方法務局，静岡地方法務局，甲府地方法務局，長野地方法務局及び新潟地方法務局が含まれる管轄区域内をいう。
大阪法務局管内	大阪法務局，京都地方法務局，神戸地方法務局，奈良地方法務局，大津地方法務局及び和歌山地方法務局が含まれる管轄区域内をいう。
名古屋法務局管内	名古屋法務局，津地方法務局，岐阜地方法務局，福井地方法務局，金沢地方法務局及び富山地方法務局が含まれる管轄区域内をいう。
広島法務局管内	広島法務局，山口地方法務局，岡山地方法務局，鳥取地方法務局及び松江地方法務局が含まれる管轄区域内をいう。
福岡法務局管内	福岡法務局，佐賀地方法務局，長崎地方法務局，大分地方法務局，熊本地方法務局，鹿児島地方法務局，宮崎地方法務局及び那覇地方法務局が含まれる管轄区域内をいう。
仙台北法務局管内	仙台北法務局，福島地方法務局，山形地方法務局，盛岡地方法務局，秋田地方法務局及び青森地方法務局が含まれる管轄区域内をいう。
札幌法務局管内	札幌法務局，函館地方法務局，旭川地方法務局及び釧路地方法務局が含まれる管轄区域内をいう。
高松法務局管内	高松法務局，徳島地方法務局，高知地方法務局及び松山地方法務局が含まれる管轄区域内をいう。